



29自環第1158号
平成30年3月28日

一般社団法人 愛知県猟友会長様

愛知県環境部自然環境課長

愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス（多包条虫）感染事例
について（通知）

このことについて、平成30年3月28日付け事務連絡で環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室長から別添のとおり情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても、所属会員への周知をお願いします。

担当 野生生物・鳥獣グループ（石原）

電話 052-954-6230

FAX 052-963-3526



事務連絡
平成30年3月28日

各都道府県鳥獣行政担当部局 御中

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス（多包条虫）
感染事例について（情報提供）

日頃より鳥獣保護管理行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。標記について、別添のとおり、厚生労働省健康局結核感染症課より事務連絡がありましたので、必要に応じて関係者への周知方よろしくお願ひします。

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
担 当：岩野、鈴木
直 通：03-5521-8285



事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 28 日

環境省自然環境局野生生物課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス（多包条虫）
感染事例について（情報提供）

今般、愛知県における犬のエキノコックス症について、健康危険情報の提供がありましたので、別紙1のとおり愛知県あてに事務連絡を発出しました。また、本事例については、別紙2のとおり愛知県においてが公表しております。

このことについて、全国の地方自治体の衛生主管部局、公益社団法人日本獣医師会、公益社団法人日本医師会等の関係団体あてに情報提供したので、御了知のうえ、関係者への情報提供につき御協力をいただくようお願いします。

事務連絡
平成 30 年 3 月 28 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス（多包条虫）
感染事例について（情報提供）

今般、愛知県における犬のエキノコックス症について、健康危険情報の提供がありましたので、別紙 1 のとおり愛知県あてに事務連絡を発出しました。また、本事例については、別紙 2 のとおり愛知県において公表しております。

本事例を踏まえ、各自治体におかれましては、引き続き「犬のエキノコックス症対策ガイドライン 2004—人のエキノコックス症予防のために—」の活用と関係機関への情報提供に努められるようお願いいたします。

参考資料

- 「犬のエキノコックス症対策ガイドライン 2004 —人のエキノコックス症予防のために—」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000154908.pdf>

事務連絡
平成30年3月28日

愛知県健康福祉部保健医療局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス（多包条虫）感染事例について

今般、厚生労働科学研究（「国内の病原体サーベイランスに資する機能的なラボネットワークの強化に関する研究」主任研究者：国立感染症研究所真菌部宮崎義継部長）より当省あてに、別添のとおり、健康危険情報の提供がありました。

本情報の内容について御了知いただくとともに、下記について対応方よろしくをお願いします。

記

- 動物の調査を強化し感染状況を把握すること
- 飼い犬の感染が不安な住民に対し動物病院の受診を勧奨すること
- 以下について、住民に対し注意喚起すること
 - ・感染した野ネズミを食べて感染するため、飼い犬は放し飼いをしないこと
 - ・人への感染防止のため、沢や川の生水は煮沸してから飲むようにすること、山菜等は良く洗ってから食べること、野生動物との不用意な接触をしないこと
- 住民からの健康相談に対し、医療機関の受診を勧奨すること、また、必要に応じて、診断に係る検査体制を整備すること

以上

(別添)

厚生科学研究で把握した健康危険情報の通報（要旨）

愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス（多包条虫）感染の追加事例について

1. 通報者等

- (1) 通報年月日 平成 30 年 3 月 28 日
- (2) 主任研究者 宮崎義継
- (3) 研究課題名 国内の病原体サーベイランスに資する機能的なラボネットワークの強化に関する研究
- (4) 所属施設名 国立感染症研究所真菌部

2. 健康危険情報

犬のエキノコックス（多包条虫）症の 2014 年の愛知県における発生届出及びその後の日本医療研究開発機構（AMED）研究による糞便の調査結果を受け、厚生労働科学研究により、愛知県衛生研究所における犬等のエキノコックス調査に遺伝子検査（PCR 法）を導入し、検査体制の強化を図ってきた。今年度の調査研究において、2015 年 10 月～2018 年 3 月の期間中に同県動物保護管理センター知多支所管内で捕獲又は保護された犬等から採取し、冷凍保存されていた 77 検体（犬 70、キツネ 6、タヌキ 1）について PCR 法によるエキノコックス特異的 DNA の検出を試みたところ、3 例（阿久比町、知多市及び南知多町で捕獲された犬由来の検体各 1 例）から増幅産物が得られ、ダイレクトシーケンスの結果、塩基配列は多包条虫のものと一致した。

3. 健康危険情報の評価

陽性個体が捕獲された 3 市町のうち、阿久比町については、2014 年 3 月に多包条虫感染犬が捕獲されており、その後 AMED 研究により実施された糞便の調査においても同町及び隣接市（常滑市・半田市）にて採取された犬由来の糞便から陽性例が検出されている。阿久比町及び常滑市において複数の終宿主での感染例が確認されたことから、阿久比町を中心とした地域において多包条虫が定着していると考えられる。

また、知多市及び南知多町については、これまで陽性例は確認されておらず、今回の検討で初めて陽性例が検出された。知多市は隣接する阿久比町及び常滑市との関連が考えられる。南知多町は阿久比町・常滑市・半田市・知多市とは地理的に接しておらず、直ちに検出結果を関連付けることはできない。

いずれにせよイヌ科動物はヒトへの感染源となる危険性があることから、阿久比町・常滑市・半田市・知多市・南知多町とこれらの地域の間位置する 2 町（武豊町・美浜町）においては、エキノコックスの流行地に準じた対策を講じることが望ましい。ま

た、これらに隣接する市町を含め、野生イヌ科動物（ノイヌ・キツネ・タヌキ）に対して監視を強化するとともに、飼育犬の放し飼いや野生イヌ科動物との不用意な接触を生ずる行為（餌付けや生ごみ管理不徹底による生活環境への動物の誘引、防護マスク等を着用せず傷病保護個体あるいは交通事故死体を取り扱う等）を避けるといった注意喚起をする必要があることから、健康危険情報として報告をするものである。

平成30年3月28日(水)
 愛知県健康福祉部保健医療局健康対策課
 感染症グループ
 担当 長尾・久野 内線 3160、3161
 (ダイヤルイン) 052-954-6272

犬におけるエキノコックス症の発生に伴う注意喚起について

愛知県では、平成26年4月に県内の獣医師から阿久比町内で捕獲された野犬1頭において、エキノコックス症を診断した旨の届出があり、注意喚起を記者発表しました。

その後、本県では知多半島地域で捕獲された野犬の糞便を用い、エキノコックスの虫卵の有無を確認するため、県衛生研究所が顕微鏡検査を行っていますが、これまで陽性例はありませんでした。

この度、県衛生研究所が国立感染症研究所との共同研究事業において、過去の検体を用い、より精度の高い遺伝子検査を実施したところ、下表の捕獲犬3頭について、**エキノコックス陽性が判明**しました。

動物のエキノコックス症は、犬のみを対象とした感染症法に基づく獣医師の届出対象疾病で、**人と動物に共通する感染症**ですが、**適切に予防すれば人への感染の危険性はありません**。

	捕獲場所	犬種、性別等	検体採取年月	感染防止対策
1	阿久比町植大	雑種、メス、幼犬	平成29年4月	駆虫薬投与後、譲渡
2	南知多町大井	雑種、オス、成犬(推定2歳)	平成29年11月	殺処分
3	知多市吹込	雑種、メス、成犬(推定2歳)	平成30年2月	駆虫薬投与後、譲渡

1 エキノコックスについて

エキノコックスとは、もともと北海道のキタキツネにいる**寄生虫**の名前です。

北海道は流行地域とされており、主としてキツネや犬を終宿主とし野ネズミを中間宿主として、エキノコックスの生活環が営まれ広がっています。

2 エキノコックスに感染していた犬について

エキノコックスに感染していた犬はいずれも、動物保護管理センターが「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき捕獲した野犬で、**殺処分又は駆虫薬投与が行われており当該犬からの人への感染防止対策は図られております**。

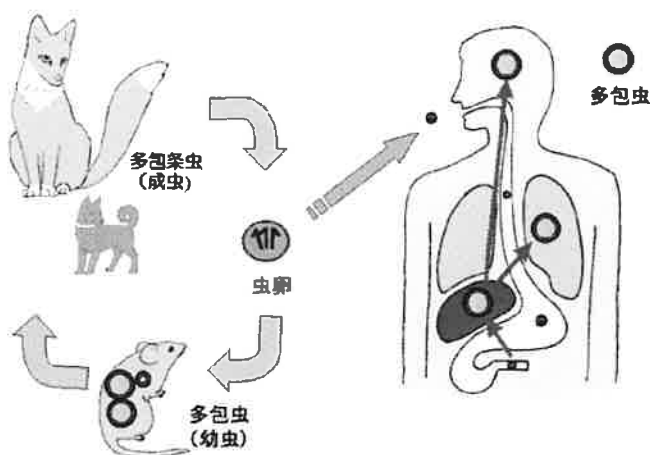
なお、エキノコックスに効果がある駆虫薬は、通常、1回の投与で100%の駆虫効果があるとされております。

3 エキノコックスの人への感染について

エキノコックスは、人と動物に共通する感染症で、日本では毎年、北海道で10人から20人程度の患者報告があります。エキノコックスに感染したキツネや犬の糞便によ

り汚染された食物・水などを、人が偶発的に飲み込むことにより感染します。一般的に症状が現れるのは、感染してから10年前後です。

エキノコックスは、人の体の中では主に肝臓や肺に寄生し、肝不全などの障害を引き起こすことがあります。人から人への感染はありません。なお、適切に予防すれば人への感染を心配する必要はありません。



エキノコックスの感染経路（この図は、IDWR. 2001 年第 48 号より引用、一部改編）

4 予防方法

エキノコックス症の予防方法としては、野山に出かけ、帰ったときはよく手を洗うことや、犬などとの接触や、虫卵に汚染した可能性のある水、山菜などの摂取を避けることです。

- ① 野山に出かけ、帰ったときはよく手を洗うこと。
- ② 野犬や野生動物にはむやみに触れないこと。
触れた場合は、よく手を洗うこと。
- ③ 衣服や靴についた泥はよく落とすこと。
- ④ 沢や川の生水は飲まないこと。
- ⑤ 山菜や野菜、果物等はよく洗ってから食べること。
- ⑥ 犬の放し飼いをしないこと。犬の糞便は適切に処理すること。



5 今後の対応

引き続き、捕獲された野犬の糞便を用い、エキノコックスの感染状況を調査するとともに、野ネズミを捕食した等により感染リスクのおそれがある犬の飼い主に対して、市町村及び関係機関と連携し、医療機関や動物病院への受診の勧奨、周知に努めてまいります。

6 県民の皆様へ

知多半島地域（半田市、常滑市、東海市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町）において、生息する野犬やキツネ等野生動物に接触したことがある方、野ネズミを捕食したことがある犬の飼い主などは、人へのエキノкокスの感染のおそれがありますので、かかりつけの医療機関等に御相談ください。

飼っている犬について、エキノкокスの感染が心配な場合は、かかりつけの獣医師に御相談ください。

また、エキノкокスに関する相談については、最寄りの保健所でも受け付けています。

エキノкокスの詳しい情報は次のホームページでも入手できます。

厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/02.html>

国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/338-echinococcus-intro.html>

北海道庁

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/0000contents/ekino/>